市第９号議案

社会福祉法人の助成に関する条例の一部改正

社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年５月20日提出

横浜市長　林　　　文　子

横浜市条例（番号）

社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例

社会福祉法人の助成に関する条例（昭和35年７月横浜市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第６条第３項中「第56条第５項から第７項まで」を「第56条第９項から第11項まで」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

提　案　理　由

社会福祉法の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する必要があるので提案する。

市第9号

参　考

社会福祉法人の助成に関する条例（抜粋）

（上段　改正案／下段　現　行）

（使用制限等）

第６条　（第１項及び第２項省略）

３　法 第56条第９項から第11項まで（上段）／第56条第５項から第７項まで（下段） の規定は、前項の規定による返還を命ずる場合について準用する。